

## 「平泉の文化遺産」普及啓発事業 企画コンペ仕様書

次の内容を盛り込んだ企画提案書（様式任意）を提出すること。

### 1 共通

記載事項	基本事項等
(1) コンペ参加業者名	
(2) 共通コンセプト	岩手県内及び仙台市を中心とする住民を主な対象として、平成 20 年の世界遺産登録に向けた機運の醸成を図るとともに、「平泉の文化遺産」の価値及び保存管理の重要性について理解を深める内容とすること。
(3) 制作経費案	シンポジウム、登録推進キャンペーン等の事業毎に区分し、それぞれの内訳経費を記載すること。（税込で委託予定額 11,937 千円の範囲内とすること。）
【留意事項】	<p>企画提案書は、A4 判で作成し、可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>企画提案書は、全部で 7 部提出すること。</p> <p>事業実施に当たっては、記事、写真、イラスト等の使用について、文化財の所有者（又は管理者）から使用承諾を得ること。</p> <p>コンペで選定された後に、提案された企画案の実現が著しく困難となった場合、又は企画を大幅に変更せざるを得ない場合は、選定を取り消すことがあること。</p>

### 2 シンポジウムの開催

- 基本構成は、基調講演、パネルディスカッションとするが、独自提案も認める。
- 開催地は原則として盛岡市及び仙台市とするが、集客が見込める場合は周辺地域での開催も認める。
- 集客目標はそれぞれ 800 人とする。
- 入場料は無料とする。

記載事項	基本事項等
(1) タイトル（案）	世界遺産登録に向けて盛り上がりを促すもので、インパクトのあるものにする。
(2) コンセプト（簡潔に）	共通コンセプトに沿ったものとする。
(3) 開催時期、開催場所（予定）	開催時期及び会場
(4) 構成企画案	<p>会場ごとの時間配分と内容を記載すること。</p> <p>基調講演は、「講師名」、「演題」を、パネルディスカッションは、「テーマ」、「コーディネーター・パネラー名」を記載すること。</p> <p>その他独自の提案も認める。</p>
(5) 集客対策	具体的に記載すること。

記載事項	基本事項等
(6) その他特記事項	<p>盛岡市で開催する場合は、より保存管理に重点を置いた内容とすること。</p> <p>パネラーについては、「平泉の文化遺産」について精通している者を1名以上選定すること。</p> <p>パワーポイントを利用したプレゼンテーションや、ビデオ・DVD等の上映ができること。</p> <p>過去にシンポジウムを実施した実績がある場合には、代表的な事例を記載すること。</p>

### 3 登録推進キャンペーン

- 仙台市及びその周辺地域の住民、観光客等に対して、「平泉の文化遺産」が平成20年の世界遺産登録を目指していること、「平泉の文化遺産」の価値・評価等について広く周知する内容とすること。
- 実施時期は、7月下旬から8月中旬までの期間で7日間以上とすること。

記載事項	基本事項等
(1) タイトル(案)	世界遺産登録に向けて盛り上がりを促すもので、インパクトのあるものにする。
(2) コンセプト(簡潔に)	共通コンセプトに沿ったものとする。
(3) 開催時期、開催方法(予定)	開催時期及び開催方法を記載すること。 事業実施に当たっては、天候等に左右されることなく実施できるよう配慮すること。
(4) 構成企画案	自由な発想で、より多くの方々が「平泉の文化遺産」に注目する内容とする。
(5) 事業効果	具体的に記載すること。
(6) その他特記事項	過去に同種の事業を実施した実績がある場合には、代表的な事例を記載すること

### 4 イコモス現地調査対応

- 調査員の国内交通費、宿泊施設等の手配、レセプション運営、通訳等を行う。なお、調査員は1名を予定している。
- 実施時期は、平成19年9月下旬から10月上旬(4泊5日)  
事業内容等については、イコモスから派遣される調査員、文化庁、関係市町と協議の上決定されることから、事業実施に当たっては内容を変更することもある。

記載事項	基本事項等
(1) 通訳	<p>調査時の通訳は別に県が手配するが、調査時においても同行するほか、調査員の送迎、レセプションなど、平泉での滞在全般をサポートする通訳を手配すること。</p> <p>言語は、調査員が日常使用している言語とする。(中国語又は韓国語を想定)</p>

記載事項	基本事項等
	<p>調査員の送迎を行うこと。(一関 東京又は一関 仙台空港。ただし、仙台空港の場合は公用車を利用する)</p> <p>県職員が同行する。</p> <p>調査員と同じホテルに宿泊とすること。</p> <p>通訳業務を外部委託する場合は、委託予定先を記載すること。</p>
(2) レセプション会場・内容	<p>歓迎会及び送別会を開催する。</p> <p>参加人数は、歓迎会及び送別会とも 20 名程度とする。</p> <p>簡素な中にも平泉らしさに配慮した演出とすること。</p> <p>調査員に対するお土産を準備すること。( 4 万円程度)</p>
(3) 宿泊施設	<p>調査員が安心して宿泊できるよう、英語での接客ができることや施設についても一定の基準を満たしていることが必要であることから、国際観光ホテル整備法における登録ホテルとする。</p> <p><a href="http://hotel.nihon-kankou.or.jp/hotel/touhoku/touhoku.html">http://hotel.nihon-kankou.or.jp/hotel/touhoku/touhoku.html</a></p> <p>ホテルの所在地は、「平泉の文化遺産」を構成する各資産への移動時間が、概ね 30 分以内の場所とすること。</p> <p>客室はツインのシングルユース又は同等以上とすること。</p> <p>朝食を手配すること。</p>
(4) その他特記事項	<p>調査員の国内移動費用は、東京駅から一ノ関駅までの新幹線(グリーン車)往復料金とすること。</p> <p>会期中の昼食代(1,500 円× 5 日)を計上すること。</p> <p>会期中の夕食代(5,000 円× 2 日)を計上すること。</p>

## 5 自由提案

上記以外で効果的な普及啓発事業を提案できる場合は、その内容を記載すること。

## 6 民間事業者等とのタイアップ

限られた予算を有効に活用するため、下記の条件で民間とのタイアップ(民間との共同スポンサーによる事業実施)を認めるものとする。

### (1) 対象となる事業

シンポジウム、登録推進キャンペーン及び自由提案とする。

### (2) 民間スポンサーの考え方

県が実施する事業の民間スポンサーは、県民の大多数から理解が得られる者であることが望ましいことから、下記の業種又は事業者についてはスポンサーから原則として除外することとするが、個別の事項については県及び受託者間で協議するものとする。

ア 各種法令に違反しているもの

イ 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの

エ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

- に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- オ 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- カ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号制定）に基づく指名停止を受けている者
- キ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- ク その他県有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと思われるもの。

## 7 その他

県において準備できるPR用品は次のとおり

	名 称	規格等	数量	備 考
パ ネ ル	「平泉の文化遺産」紹介パネル	B2 版	10 枚	世界遺産の説明、各資産の写真・説明など
	各史跡の写真パネル	B1 版	9 枚	史跡の写真
D V D	甦る都市平泉	DVD、15 分	1 枚	復元 CG、平泉町制作
	浪漫探訪平泉	DVD、39 分	1 枚	ナビゲーター： 高田万由子